



岡山県市町村総合事務組合情報公開条例及び岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合条例第2号

岡山県市町村総合事務組合情報公開条例及び岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(岡山県市町村総合事務組合情報公開条例の一部改正)

第1条 岡山県市町村総合事務組合情報公開条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)」を加える。

(岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例(平成27年岡山県市町村総合事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「第2項」を「第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、

記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第31条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第9条中「き損」を「毀損」に改める。

第17条第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第17条第2項中「第2条第7項第2号」を「第2条第9項第2号」に改める。

第18条第1項中「第6号」を「第7号」に、「第8号」を「第9号」に、「第9号」を「第10号」に、「第3項において」を「以下に」に改め、同条3項中「第6号」を「第7号」に改める。

第21条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第22条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第43条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「第2項」を「第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」に改める。

第45条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合情報公開条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> | <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等_____</p> <p>_____により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> |

岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| (定義) | (定義) |
| 第2条 略 | 第2条 略 |
| 2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、 <u>次の各号のいずれかに該当するもの</u> | 2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> をいう。 |
| (1) <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> | (新設) |
| (2) <u>個人識別符号が含まれるもの</u> | (新設) |
| 3 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。 | (新設) |
| (1) <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</u> | |
| (2) <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u> | |
| 4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本 | (新設) |

人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、
犯罪により害を被った事実その他本人に対する不
当な差別、偏見その他の不利益が生じないように
その取扱いに特に配慮を要するものとして規則で
定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 略

6 略

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

8 略

9 略

10 略

(利用目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録

を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) 略

(安全確保の措置)

第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第17条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、管理者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) 略

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 略

(8) 略

(9) 略

3 略

4 略

5 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項

の規定により記録された特定個人情報をいう。

6 略

7 略

8 略

(利用目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第31条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) 略

(安全確保の措置)

第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第17条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、管理者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) 略

(新設)

(6) 略

(7) 略

(8) 略

| | |
|--|--|
| <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについて、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>第2条第9項第2号</u>に係る個人情報ファイル</p> <p>3 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第18条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から<u>第7号</u>まで、<u>第9号</u>及び<u>第10号</u>に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは<u>第7号</u>に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含</p> | <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについて、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>第2条第7項第2号</u>に係る個人情報ファイル</p> <p>3 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第18条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から<u>第6号</u>まで、<u>第8号</u>及び<u>第9号</u>に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは<u>第6号</u>に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含</p> |
|--|--|

む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(4)～(6) 略

(部分開示)

第22条 略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第43条 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（特定個人情報の利用停止請求権）

第45条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、

む。) 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(4)～(6) 略

(部分開示)

第22条 略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第43条 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者

（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項

に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（特定個人情報の利用停止請求権）

第45条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、

| | |
|---|---|
| <p>当該各号に定める措置を請求することができる。 ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> | <p>当該各号に定める措置を請求することができる。 ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> |
|---|---|

岡山県市町村総合事務組合情報公開条例及び岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例概要

1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律が改正され、個人情報の保護を図りつつ利活用を促進することを目的に、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義及び取扱い等が規定されたことから、これらの法改正の趣旨を踏まえた改正その他所要の改正を行った。

2 主な内容

(1) 岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部改正

① 個人情報の定義の明確化

- ア 指紋・顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正する。
イ 個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないと考えられることから、個人識別符号の定義については、条例においても、法改正の内容と同じものとした。

② 要配慮個人情報の取扱い

ア 要配慮個人情報の定義

- a 法改正により要配慮個人情報が定義された。組合が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮をする個人情報を明確にする必要性は変わらないことから、条例においても要配慮個人情報の定義を設けた。
b 法改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、組合が保有する個人情報についても異なることはないと考えられることから、法改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当であり、条例においても、法改正の内容と同じものとした。

イ 個人情報ファイル簿等への記載

- 組合が保有する要配慮個人情報の取扱いについても一層の透明性の向上を図る重要性は変わらないため、個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載するものとした。

(2) 岡山県市町村総合事務組合情報公開条例の一部改正

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、非開示情報としているが、その記述等の定義を個人情報保護条例の改正規定に合わせ明確化した。

3 施行期日

公布の日から施行